

※「利用申請書・児童個別票」、「就労証明書」および「就労予定等申立書」は、こども課、各児童クラブ、三木町ホームページにあります。

令和8年度 三木町放課後児童クラブ利用案内

この利用案内には、児童クラブ利用に関する重要な事項が記載されていますので、よくお読みの上、申請してください。なお、現在利用している方も、令和8年4月以降の利用を希望する場合は新たに申請が必要です。

4月からの利用を希望される方へ

* 長期休業期間及び年度途中からの利用予定の方も必ず申請してください。

◎受付期間 令和7年 10月20日(月)～令和7年 11月14日(金)◎

(注) 児童クラブの利用者が年々増えており、申請人数の状況によっては、利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注) 受付期間を過ぎますと、4月からのご利用ができません。十分にご注意ください。

(注) 『周囲に協力者がいない』『どうしても児童クラブの利用が必要』など、真に必要なご家庭が利用できるためにも、祖父母等の協力を得られるご家庭につきましては、申込みについてご遠慮いただきますようお願いいたします。

◎受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日は受付できません）

◎受付場所 こども課 ⑧番窓口（町役場1階）

◎審査結果 令和8年2月中旬に郵送にてお知らせします。

5月以降の利用について（申請人数の状況によっては、利用できない場合があります。）

※スポーツ保険等の手続きがありますので、申請時にご案内いたします。

(1) 年間利用の場合

・11/17～3/31の受付 → 5月からの利用となります。

・4月以降受付 → 当月20日までの受付分は、翌月（8月を除く(※)）からの利用となります。

※7月受付分については、9月からの利用となりますので、ご注意ください。

※20日が土日・祝日の場合は前平日が締切日となります。

(2) 長期休業期間利用の場合

・学年始休業期間 → 受付できません。

・夏季休業期間 → 締切 令和8年 5月29日(金)

・冬季休業期間 → 締切 令和8年10月30日(金)

・学年末休業期間 → 締切 令和9年 1月29日(金)

利用申請に必要な書類

☐ 放課後児童クラブ利用申請書・児童個別票（児童1人につき1枚必要）

☐ 添付書類〔保護者・同居者等（令和8年4月1日時点で18歳以上65歳未満）の方について、下記のいずれかの添付書類が必要です。〕

利用を希望する理由	添付書類
就労（内定・予定）している	就労証明書（勤務先等で証明を受けてください。） 就労予定等申立書（ハローワーク受付票の写し等を添付ください。）
保護者等の病気や障がいのため	医師の診断書の写しまたは身体障害者手帳の写し
学校へ通学している	学生証の写しまたは在学証明書等の写し（在籍期間があるもの）
介護している	介護が必要な方の身体障害者手帳等の写しまたは介護保険被保険者証の写し
妊娠中・産休中のため	母子手帳の写し〔表紙と出産（予定）日が記載されているページ〕

◎その他の理由で利用を希望する場合は、その内容を証明できるものを添付してください。

* 必要な書類がそろわないと申請できません。また、書類不備の場合は、原則、お預かりできません。

放課後児童クラブとは、保護者（父母等）が就労等により昼間家庭にいないため、児童を預かって、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るところであり、各小学校敷地内等に開設しています。

1 利用できる児童

三木町立小学校に就学する児童で、昼間、仕事で保護者がいないため、家庭において適切な保護が受けられない等と認められる児童

(1) 就労等による利用

- ・同居している方（令和8年4月1日時点で18歳以上65歳未満）が就労または通学している。
もしくは、療養中等である。
- ・保護者等の疾病や同居家族等の介護等を理由としての利用期間は、提出書類等に基づき審査の上、利用期間を決定します。

(2) 出産を理由とした利用

利用期間は、原則、出産月とその前後2か月の計5か月間とします。

(3) 求職中を理由とした利用

利用期間は、原則、2か月間で当該年度1回までとします。この利用期間中に就労証明書等の提出がない場合は利用できなくなります。

* 育児休業期間中は、家庭で育児に専念することができるため、原則、その期間の初日が属する月の末日までを利用期間とします。しかし、家庭において適切な保護が受けられない等、何らかの理由がある場合は、この限りではありません。また、復職に伴う利用申請があった場合は、復職の日の属する月の初日から利用を許可します。

2 開設日と開設時間

○平日（学校休業日を除く月曜～金曜日）	授業終了時～午後6時30分
○土曜日※ ¹ 及び学校行事で振替休業日となる日等 ○長期休業期間（春・夏・冬休み）※ ² ・学年始休業期間：4月2日～4月6日※ ³ ・夏季休業期間：7月21日～8月31日 ・冬季休業期間：12月25日～1月6日 ・学年末休業期間：3月25日～3月31日	午前7時30分～午後6時30分

※1 【土曜日利用についての注意】

- ◎同居の大人の方の全てが就労等で継続的に不在になる場合にのみご利用できます。
- ◎毎週土曜日を開室日とし、各校区ごとに学年関係なく1教室にて過ごす予定です。
なお、利用人数によっては、複数の校区が合同になる場合もあります。
- ◎長期休業期間のみ利用される方は、土曜日の利用はできません。

※2 長期休業期間は変更する場合があります。

※3 令和8年度の4月1日（水）は、新年度の運営準備の為、お休みしますのでご了承ください。

3 休業日

- 日曜日
- 祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）
- お盆（8月13日～8月15日）
- 年末年始（12月29日～1月3日）
- その他警報等で学校が休みの場合等
- 令和8年4月1日（水）*新年度の運営準備による。

4 利用区分及び会費等

(1) 年間利用(月曜日～金曜日)(途中利用を含む)

・会費	月額	8,000円／人(諸費含む)
・スポーツ傷害保険料	年額	800円／人

(2) 年間利用(月曜日～土曜日)(途中利用を含む)

・会費	月額	9,500円／人(諸費含む)
・スポーツ傷害保険料	年額	800円／人

(3) 長期休業期間のみ利用(途中利用を含む)

・学年始休業期間 会費	2,200円／人(諸費含む)
・夏季休業期間 会費	14,000円／人(諸費含む)
・冬季休業期間 会費	3,600円／人(諸費含む)
・学年末休業期間 会費	3,500円／人(諸費含む)
・スポーツ傷害保険料	年額 800円／人

* 会費の減免

ア 同一世帯(父母同一)から同じ利用区分で2人以上の児童が利用 : 2人目以降の児童に係る会費 半額免除

※ただし、長子が利用しない場合は、次子が長子の金額となります。

イ 保護者の属する世帯が生活保護世帯 : 会費のみ全額免除 (スポーツ傷害保険料は免除になりません。)

※別途、申請手続きが必要です。窓口にて申し出てください。

※生活保護が廃止又は停止になった場合は、速やかにこども課までご連絡ください。

* 会費の欠席等に応じた日割り計算は行いません。

* 会費等の納入方法

原則、口座振替による納入です。残高等の確認をお願いします。

【振替日: 利用月の末日(休日の場合は翌営業日)】

口座の登録、変更がある場合は、こども課までお問い合わせください。

現金納入を希望する方は納付書をご持参のうえ、役場出納室または取扱金融機関にて納入してください。

【取扱金融機関: 百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、中国銀行、香川県農業協同組合】

5 必要に応じて提出する書類

(1) 退会届

児童クラブの利用を辞める場合は、利用を辞める日の属する月の前月末日までに提出してください。

* 再度利用する場合は、利用申請書が必要です。

(2) 休会届

児童クラブの利用を一時止める場合は、利用を止める月の前月末日までに提出してください。

(長期利用の場合は、別途指定日までに提出してください。)

* 休会届を期日までに提出した場合、全休する月の会費は発生しません。

* 提出していない場合は、その月の利用がなかったとしても、会費が発生します。

* 再度利用する場合は、利用再開届が必要です。

(3) 利用再開届

児童クラブの利用を再開する場合には、再開する月の前月末日までに提出してください。

(4) 利用区分変更届

児童クラブの利用区分を変更する場合は、変更する月の前月末日までに提出してください。

(5) 申請内容の変更

放課後児童クラブ利用申請書提出後に、記載事項(住所、家族の状況等)や保護者の勤務先等に変更があった場合は必ずご連絡ください。

* 仕事が変わった場合は、早急に「就労証明書」を提出してください。

(6) 会費免除申請書

町長が特に必要と認めた場合や保護者が生活保護を受けている場合は、町が定める期日までに提出してください。

6 児童クラブの利用にあたって

(1) 災害発生時の対応

警報等で学校が休みの場合及び長期休業日で午前7時に警報が出ている場合は、児童クラブはお休みです。

また、災害等により学校が下校時間を早めた場合も、児童クラブはお休みになります。

児童クラブに児童がいるときに警報等が発令された場合は、直ちに保護者または代理人の方が児童クラブへお迎えに来てください。

* 上記以外にも、災害の状況に応じ休業となる場合があります。

(2) 児童の送迎について

・登校日のお迎えと学校休業期間中等の送迎については、児童の安全を考え、原則として、申請している保護者等が送迎してください。(※18歳未満のお迎えは不可)

・保護者の勤務時間により順次帰宅となりますが、必ず児童クラブ開設時間内に送迎してください。
お迎えが午後6時30分を過ぎる場合、利用の許可を取り消す場合があります。

(3) 児童クラブでの過ごし方・出欠席について

・学校休業日や小学校で給食のない日はお弁当が必要です。

・利用時間中の一時外出は、原則として認めていません。

・欠席する場合は、必ず保護者が児童クラブに連絡してください。児童クラブとの連絡は原則として、専用アプリにて行いますので、登録をお願いします。

・感染症にかかった場合、学校保健安全法に基づき、児童クラブを利用できません。学校休業期間中に発症した場合は、利用再開時に医療機関の発行する「治癒証明書」を児童クラブに提出してください。

・インフルエンザ等により出席停止となった児童や学級閉鎖となったクラスの児童は、児童クラブを利用できません。

・不正な利用が発覚した場合は、利用の許可を取り消す場合があります。

(4) 会費の滞納について

・会費を滞納した場合、利用の許可を取り消す場合があります。

前年度に滞納があった場合、新年度の受付は保留とし、解消され次第の受付となります。

(5) その他

次に該当する場合は、利用の許可を取り消す場合があります。

・申請した内容等が事実と相違する場合

・支援員やほかの児童に対して、過度な迷惑行為が認められた場合

放課後児童クラブ一覧 ※状況によっては変更する場合があります。

名称・場所		施設導入iPhone番号
平井児童クラブ 三木町大字平木 677 番地 (平井小学校敷地内・余裕教室)	第1教室	070-8787-3104
	第2教室	070-8787-3105
	第3教室	070-8787-3106
	第4教室	070-8787-3107
	第5教室	090-2041-7650
田中児童クラブ 三木町大字田中 4620 番地 2(田中小学校余裕教室)		070-8787-3115
氷上児童クラブ 三木町大字氷上 1900 番地 (氷上小学校敷地内)	第1教室	070-8787-3108
	第2教室	070-8787-3109
	第3教室	070-8787-3110
	第4教室	070-8787-3111
氷上児童クラブ 三木町大字氷上 2871 番地 (地域交流センター内)	第5教室	070-8787-3112
白山児童クラブ 三木町大字下高岡 352 番地 1 (白山小学校敷地内・余裕教室)	第1教室	070-8787-3113
	第2教室	070-8787-3114
	第3教室	080-5428-4533

お問い合わせ先 三木町 こども課 こども家庭係

TEL 087-891-3322

運営に関するお問い合わせ先 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 統括責任者

TEL 090-2041-7652